

茨城県庁内保育所運営業務委託に係る質問に対する回答

質問1

主題：現在の運用方法及び、費用区分、設備について

内容：

利用者向けの利用案内やパンフレット等を共有いただくことは可能でしょうか。

回答1

本件につきましては、全質問者あてに情報提供をいたします。

質問書を提出していない本プロポーザル参加希望者におかれましては、「茨城県庁内保育所運営業務委託プロポーザルの公募に関する説明書」（以下「説明書」という。）1（2）に記載の事務局へご連絡願います。

なお、資料中「利用定員」については、令和7年度現在の人数です。

質問2

主題：現在の運用方法及び、費用区分、設備について

内容：

現事業者の雇用職員数（常勤／非常勤の内訳含む）及び、時間帯別の配置人数をご共有いただくことは可能でしょうか。

回答2

現事業者の雇用職員数（常勤／非常勤の内訳含む）及び、時間帯別の配置人数については非公表とさせていただきます。

質問3

主題：現在の運用方法及び、費用区分、設備について

内容：

これまでの園児の利用状況をクラス別にご教示いただくことは可能でしょうか。

回答3

本件につきましては、全質問者あてに情報提供をいたします。

質問書を提出していない本プロポーザル参加希望者におかれましては、説明書1（2）に記載の事務局へご連絡願います。

質問4

主題：現在の運用方法及び、費用区分、設備について

内容：

現在利用している園児の利用スケジュール（または時間帯別の利用実績）をご教示いただくことは可能でしょうか。

回答4

令和7年10月の実績は、おおむね下表のとおりとなっております。

時間帯別在籍児童数・一時預かりを含む)

年齢 時間帯	0歳児	1歳児	2歳児	3歳以上児	計
8:00～8:59	2	5	1	1	9
9:00～16:59	2	5	1	1	9
17:00～17:59	2	3	1	1	7
18:00～19:00※	0	0	0	0	0

※延長保育の時間帯

質問5

主題：現在の運用方法及び、費用区分、設備について

内容：

⑤現在の給食の運用方法は、自園調理/外部搬入/厨房委託のいずれになりますでしょうか。

回答5

外部搬入となります。

質問6

主題：現在の運用方法及び、費用区分、設備について

内容：

2. 仕様書「12. 業務区分及び費用負担区分」について

①（2）費用区分 「No. 14 園児の給食及びおやつの費用」については、厨房が設置されておりますので、厨房委託も可能かと存じますが、仮に厨房委託を行った場合の委託料（調理に係る人件費や食材費等含む）についても、本費用に該当するという認識で相違ございませんでしょうか。

回答6

厨房委託を行った場合は、食材料費及び光熱水費については委託者の負担、これ以外の費用については受託者の負担となります。

なお、厨房委託、自園調理による提供の場合は、参考見積額について、説明書6（3）イ（カ）（5ページ）を以下のとおり読み替えてご対応願います。

説明書6（3）イ（カ）3行目

「・見積額とは別に、給食、おやつのそれぞれ一食あたりの税込額を記載すること。」

↓

<読み替え>

「・見積額とは別に、給食、おやつに係る食材料費のそれぞれ一食あたり、又は一月あたりの税込額を記載すること。」

質問7

主題：現在の運用方法及び、費用区分、設備について

内容：

2. 仕様書「12. 業務区分及び費用負担区分」について

②（1）業務区分 No. 19 に記載の通り、職員用駐車場（有料）の確保については貴庁にて実施いただくかと存じますが、駐車場の費用区分は受託者という認識で相違ございませんでしょうか。また、1台あたりの駐車場代（月額）をご教示いただきたく存じます。

回答7

令和7年度現在の1台あたりの駐車場代（月額）は、3,870円となっております。
なお、金額については、改定となることがあります。

また、お見込のとおり、職員の方の駐車場は県庁敷地内の駐車場（有料・月極）を委託者が確保いたしますが、空きがない場合は受託者において確保いただることとなります。

質問8

主題：現在の運用方法及び、費用区分、設備について

内容：

厨房に設置している設備の詳細をご教示いただきたく存じます。

回答8

主な設備・備品は、次のとおりとなります。

シンク、IHクッキングヒーター（3口）、業務用冷凍冷蔵庫、業務用食器洗浄機、消毒保管庫、配膳台、寸胴鍋、シチューパン、電気ポット、食器棚、幼児用食器一式

質問9

主題：法人の保育所運営年数について

内容：プロポーザルの公募に関する公告

4 プロポーザル参加者に要求される資格要件

（1） 茨城県内において、生後57日から小学校就学前までの乳幼児を対象に保育を行う施設児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する施設に限る。）を設置（ウ運営業務の受託を含む。）し、良好な運営実績が3年以上あること。

とあります。 「運営実績が3年以上」とは、事業受託時点（令和8年4月1日）と解釈してよろしいでしょうか？

回答9

お見込のとおり、事業受託（委託契約締結）時点である令和8年4月1日において運営開始から3年以上が経過していることをもって、説明書3に掲げる資格要件のうち（1）を満たすものとなります。

例えば、令和5年2月1日に運営を開始した施設であって、その施設が説明書3（1）に該当する施設である場合は、同要件を満たすこととなります。

質問 10

主題：プロポーザルにかかるプレゼンテーション時の資料について

内容：12月16日午後に予定されているプレゼンテーション時の資料について

以下の点についてご教示くださいますようお願いします。

- ・提案書の内容の範囲内で、当該資料を補強するための追加資料の提示は可能でしょうか？
- ・その際、パワーポイント等、画像・映像を用いたプレゼンテーションを行う設備は準備していただくことは可能でしょうか？

回答 10

事前に提出された企画提案書の内容の範囲内で、プレゼンテーション用の資料を別途提示いただくことは可能です。審査会当日の資料配布は不可とさせていただきます。

設備については、プロジェクター（接続端子：HDMI、VGA）及びスクリーンのご用意が可能です。インターネット環境（Wi-Fi 等）はございません。

なお、審査会当日についての詳細は、参加資格確認後にお知らせする予定です。

質問 11

主題：業務区分及び費用区分について

内容：仕様書4ページ12 業務区分及び費用区分（1）-13 の物品については、全て受託者負担となり、受託者の変更により、全児童分用意が必要となりますでしょうか。また保護者様の協力はどの程度の範囲となりますでしょうか。

回答 11

仕様書5ページ12 業務区分及び費用負担区分の（1）業務区分のNo.13に記載されている、「おむつ、着替え、布団上下、毛布、タオルケット、バスタオル、汚物入れ等の準備」業務における必要物品のうち、布団上下、毛布、タオルケット等の寝具、及びバスタオル等の常備が必要なものは受託者負担でご用意いただきます。

受託者が変更になる場合には、これらの物品を改めて手配いただく必要があります。

一方、その他のおむつ、着替え、汚物入れ等、児童個人に属するものの準備については、保護者に持参や費用負担等の協力を得てよいものと考えております。

質問 12

主題：2022年度～2025年度10月までの、園児の登録数と実際の登園児を月ごとに教えて下さい。

内容：2022年度～2025年10月までの、園児の登録数と実際の登園児を月ごとに教えて下さい。可能であれば0歳児・1歳児・2歳児以上での区分ごとでお願いします

回答 12

本件につきましては、全質問者あてに情報提供をいたします。

質問書を提出していない本プロポーザル参加希望者におかれましては、説明書1（2）に記載の事務局へご連絡願います。

質問 13

主題：仕様書 2 ページ

内容：6 保育内容 (4) 給食及びおやつ受託者が手配する。とあるが、仕様書 5 ページ費用区分にて契約受託者・費用委託者となっているが、おやつ・給食提供業者をこちらで契約し費用（請求）を県に行うという認識で間違いないでしょうか？

回答 13

お見込のとおりです。

質問 14

- ・現在の契約金額を教えてください。

回答 14

金額については非公表とさせていただきますが、効率的な運営を行うため、利用者数に応じて金額が変動する形としております。

質問 15

- ・直近 3 年間の預かり実績を月齢ごとに教えていただけますでしょうか。

回答 15

本件につきましては、全質問者あてに情報提供をいたします。
質問書を提出していない本プロポーザル参加希望者におかれましては、説明書 1 (2) に記載の事務局へご連絡願います。

質問 16

- ・開園時間が 8：00～18：00 ですが、平均開園時間を教えていただけますでしょうか。
また延長保育の実績を教えていただけますでしょうか。

回答 16

令和 7 年 10 月における平均開園時間は、約 12 時間（午前 8 時から午後 6 時まで）となっております。

延長保育の実績については、全質問者あてに情報提供をいたします。
質問書を提出していない本プロポーザル参加希望者におかれましては、説明書 1 (2) に記載の事務局へご連絡願います。

質問 17

- ・現在のクラス分け状況を教えていただけますでしょうか。

回答 17

1 クラスで異年齢保育を行っております。

質問 18

・現在の保育園職員数を正社員、パート等職種ごとに教えていただけますでしょうか。

回答 18

現在の職員数及び職種ごとの人数については、非公表とさせていただきます。

質問 19

主題：参加資格に係る県民税納税証明書の提出について

内容：当社は茨城県内に直営の事業所を有しておりませんが、運営業務の受託形式で県内の保育施設を運営しております、3年以上の運営実績があります。一方で、資格要件に添付を求められている「茨城県民税の納税証明書」は、直営事業所がないため提出できません。この場合、当社は本プロポーザルに参加資格があるとみなされるか、また、県民税納税証明書の代替として運営受託契約書等の実績証明書を提出することは可能か、ご教示いただけますでしょうか。

回答 19

お見込のとおり、契約締結時点（令和8年4月1日）において、3年以上の施設の運営実績があり、その施設が説明書3（1）に該当する施設である場合は、説明書3に掲げる資格要件のうち（1）の資格要件を満たすものとなります。

一方、茨城県内に直営事業所がないことにより「プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る証明書（様式第1号の2）」における「7（1）茨城県納税証明書」を提出できない場合は、当該書類の提出は不要となりますので、様式第1号の2に提出しない理由（上記下線部分）を付記の上提出してください。

運営受託実績に係る書類につきましては、「7（1）茨城県納税証明書」の代替ではなく「4 保育・託児施設の運営実績を記載した書面」としてご提出いただければと存じます。

質問 20

主題：プロポーザル結果の評価点等の開示について

内容：プロポーザルの結果発表後、選定に至らなかった場合でも、各社の評価点や審査結果の詳細について開示いただくことは可能でしょうか。

開示の可否、ならびに開示方法についてご教示ください。

回答 20

説明書7（3）に基づき、プロポーザル参加者から書面による評価点の開示請求があつた場合には、請求者の評価点及び採用となった参加者の評価点（いずれも総得点）を書面により開示する予定です。

審査結果の詳細については、不開示とさせていただきます。

質問 21

主題：給食提供方法について

内容：仕様書に給食に関する記載がございますが、現在、園での給食提供はどのように行われているのでしょうか。

具体的には、外部業者からの搬入による給食提供か、自園での調理による提供か、などご教示ください。

回答 21

現在は、外部業者からの搬入により提供しております。

質問 22

主題：職員名簿提出の対象範囲について

内容：仕様書「8 委託者への報告事項（3）受託者は、勤務する職員の名簿を委託者へ提出すること。」とありますが、当該園に固定で配属される職員に加え、近隣園から応援として勤務する職員や、会社に所属する登録ベビーシッターが保育補助として勤務する場合についても、勤務の都度、名簿の変更・提出が必要となるかご教示ください。

なお、応援職員や保育補助として配置するベビーシッターは固定の者ではなく、複数名が勤務する可能性があります。

回答 22

仕様書8（3）における報告の範囲は、当施設に固定で配属される職員（勤務シフトに入る職員）を想定しております。

これ以外の職員であっても、雇用形態や勤務実態等から当施設において定期的に保育に従事すると判断される方等については、ごく短時間の従事である場合等を除き、報告をお願いしたいと考えております。

質問 23

主題：嘱託医の設置および契約形態について

内容：仕様書「9 保健・医療体制（1）受託者は、園児に年2回の健康診断を実施し、健康状態の確認を行うこと。」とありますが、園に嘱託医を設置する必要はあるのでしょうか。また、嘱託医を設置する場合、その契約は受託者との契約となるのか、ご教示ください。

回答 23

当施設には、委託者が依頼した嘱託医（小児科医及び歯科医）を配置いたします。

嘱託医契約及びその費用負担については委託者が行います。

質問 24

主題：保育所廃棄物処理の方法について

内容：仕様書「10 環境・安全管理（3）茨城県及び水戸市のルールに従い、保育所の廃棄物の処理を行うこと。」とありますが、廃棄物については、委託者の敷地内のごみ捨て場を使用させていただくことは可能でしょうか。

また、使用ができない場合、受託者側でゴミ処理業者と契約を結ぶ必要があるのか、ご教示ください。

回答 24

廃棄物処理については、茨城県庁敷地内の所定の集積所をご使用いただきます。

処理業者との契約及び処分費用の負担については、委託者が行います。